

下関都市計画道路等の変更の 原案に関する説明会

下関都市計画道路

下関北九州道路、竹崎長崎線、長崎筋川線、長崎田の首線、
長崎西山線、本村西山線、長崎福浦線

下関都市計画公園

老の山公園

山口県
下関市



本日の説明

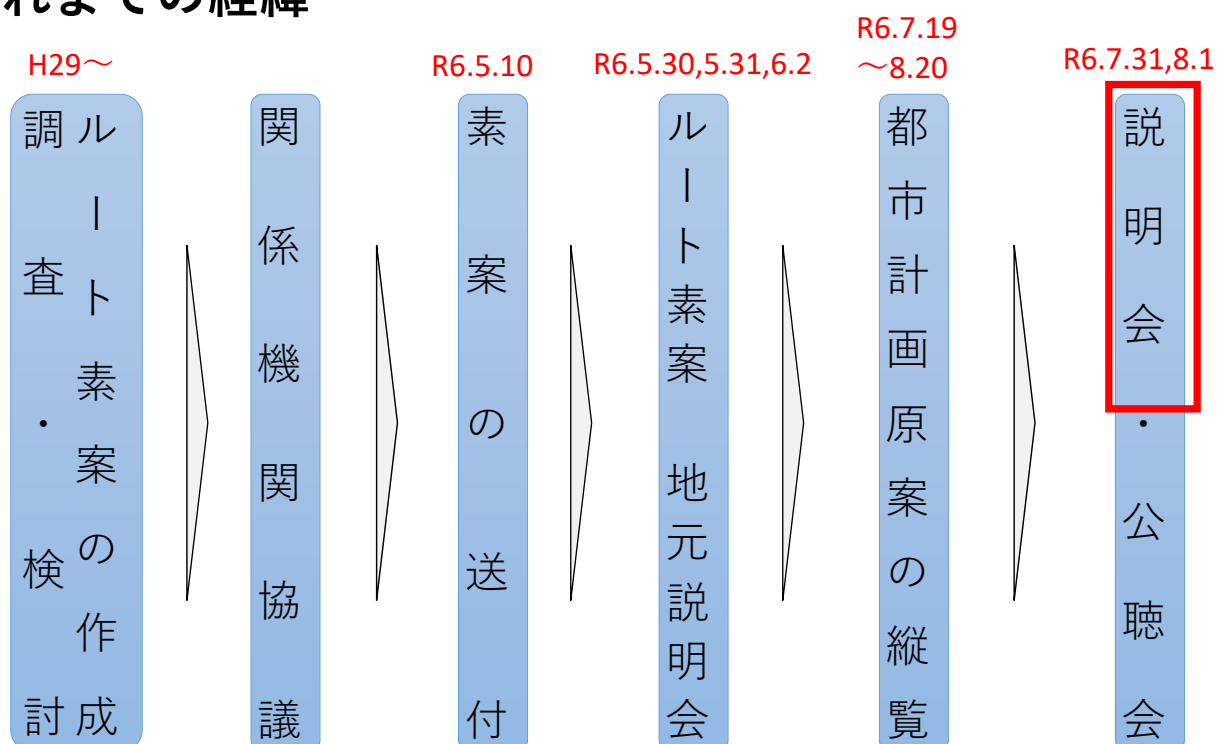
- 1 これまでの経緯
- 2 都市計画決定について
- 3 下関北九州道路等の計画について
- 4 県道南風泊港線等の計画について
- 5 今後の流れ
- 6 公聴会について
- 7 問い合わせ先

1 これまでの経緯

3

1 これまでの経緯

これまでの経緯



4

1 これまでの経緯

地元説明会での主な意見と県の考え方

項目	内容	県の考え方
事業化時期	事業着手時期や工事完成時期等	現時点では未定です。
環境対策	騒音や日照等の環境変化への対策や補償等	現在実施している環境影響評価の結果について、改めて説明会を開催します。
渋滞対策	周辺道路（旧彦島有料道路、金比羅交差点等）の渋滞対策、中国縦貫自動車道への接続等	下関北九州道路との接続点から金比羅交差点までの間の都市計画は4車線ですが、実施にあたっては、県道南風泊港線の4車線化、（都）筋川武久線の整備や金比羅交差点の改良等により交通量の分散が図られるものと考えています。
用地補償	用地買収の有無や時期、橋梁部等の用地補償の考え方、建築制限等	買収時期は未定ですが、将来の土地利用に配慮し、道路に必要な区域を都市計画道路の区域として都市計画決定します。具体的な補償方法については、事業化後に改めてご説明することになります。
道路計画	ルート選定について、活断層への配慮、下関北九州道路の有料化、インターチェンジの位置や構造等	橋梁案によるルートやインターチェンジについては、活断層や現地の地形、周辺の交通状況等を総合的に踏まえた上で検討しています。
観光振興	関門海峡を渡る自転車道や歩道の整備、今後の開発予定、彦島住民へのメリット等	今後、地元自治体等と連携して検討していくものと考えています。
その他	フェリーの活用等	フェリーだと、輸送する台数も限られ、時間もかかるので、そういった検討はしていません。

5

2 都市計画決定について

都市計画決定とは

道路や公園などについて、法に基づいた一定の手続きを経て、計画を定めることをいう。

規模・内容・性格などによって都道府県が定めるものと市町が定めるものとに分かれる。



【道路の場合】		
国道・県道・自動車専用道路		山口県決定
その他の道路		下関市決定
【公園の場合】		
国、県が設置する10ha以上の公園		山口県決定
その他の公園		下関市決定

7

都市計画区域内の制限

都市計画施設の区域における建築制限(都市計画法第53条第1項)

都市計画道路として計画決定された場合、区域内で建築物の建築を行おうとする者は、知事または市長の許可を受ける必要が生じます。
将来の事業の円滑な施行を確保するために、一定の制限をかけるもの。

○許可の基準(都市計画法 抜粋)

当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

・階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

【県が定める都市計画】

● 下関都市計画道路の変更

- | | |
|----------|----|
| ①下関北九州道路 | 追加 |
| ②竹崎長崎線 | 変更 |
| ③長崎筋川線 | 変更 |
| ④長崎田の首線 | 変更 |
| ⑤長崎西山線 | 変更 |

9

【市が定める都市計画】

● 下関都市計画道路の変更

- | | |
|--------|----|
| ⑥本村西山線 | 変更 |
| ⑦長崎福浦線 | 変更 |

● 下関都市計画公園の変更

- | | |
|--------|----|
| ⑧老の山公園 | 変更 |
|--------|----|

10

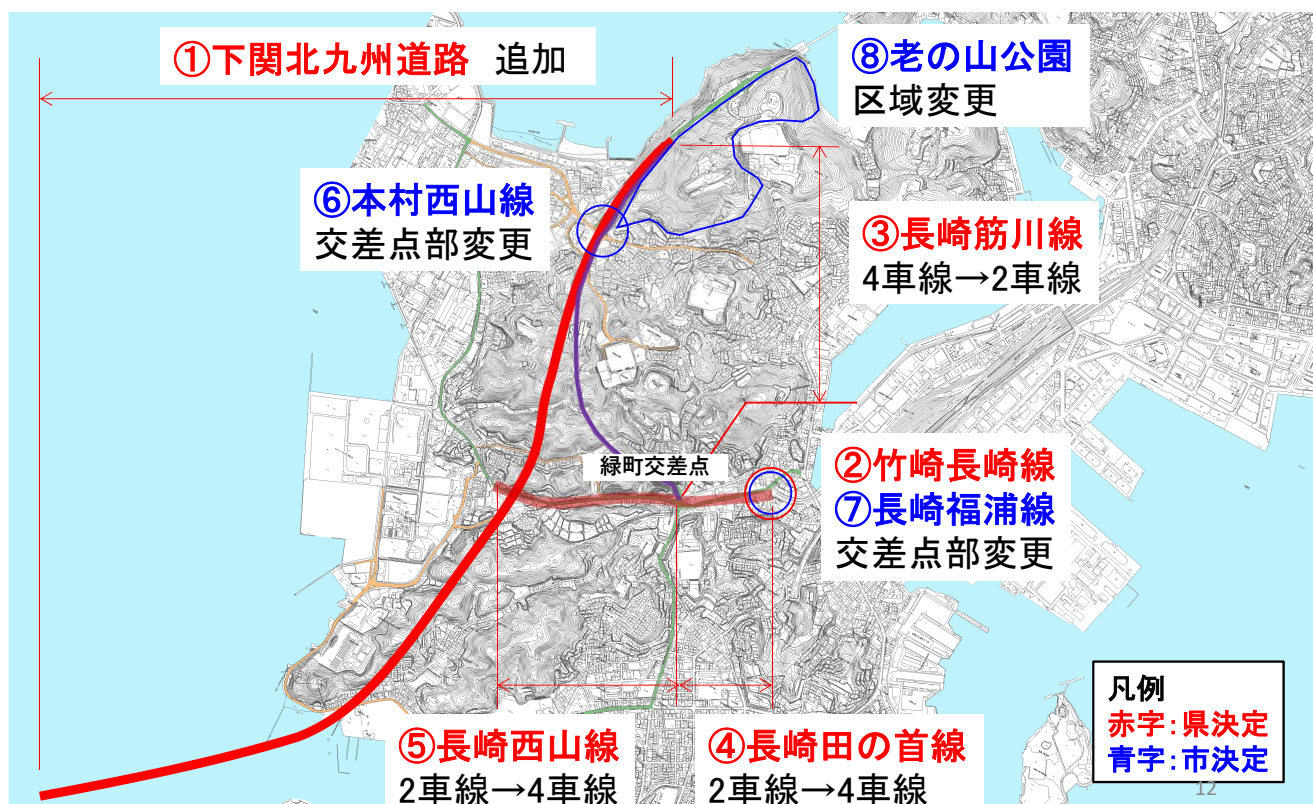
2 都市計画決定について

都市計画道路名称



2 都市計画決定について

位置図



3 下関北九州道路等の計画について

13

3 下関北九州道路等の計画について

目的

下関北九州道路は、下関市と北九州市の都心部を結び、循環型ネットワークの形成により、暮らし、産業・物流、観光など地域の一体的発展に寄与するとともに、本州と九州の広域的な人流・物流及び経済活動の活性化を支える大動脈であり、更に、災害時の代替路としての機能・役割を担う道路です。



14

3 下関北九州道路等の計画について



政策目標

暮らし

両市の中心部を近づけることで、交流人口の増加、生活圏の拡大を図る



出典：R2 社会資本整備審議会 道路分科会 第1回 中国・九州地方合同小委員会 資料を基に作成

歴史ある下関に住み続けたいと思っており、下関市と北九州市の通学時間が短縮されることは、自宅から通える大学の選択肢が増え、進路の幅がとても広がることに繋がります。

出典：H29.8整備促進大会意見提言

学 生



産業・物流

本州や九州の玄関口である多様な産業・物流の拠点の連絡性を高め、多重性を確保し、円滑で安定した物流を実現



出典：R2 社会資本整備審議会 道路分科会 第1回 中国・九州地方合同小委員会 資料を基に作成

下関北九州道路整備による時間短縮により運搬効率の向上が見込まれます。また、北九州まで雇用機会の創出が図られる可能性があります。

出典：下関北九州地域の企業へのヒアリング結果 ※2

製造卸業



3 下関北九州道路等の計画について



政策目標

観光

関門海峡のまわりに点在する観光資源を有機的に繋げ、海峡を跨いだ循環型周遊ルートを形成



出典：R2 社会資本整備審議会 道路分科会 第1回 中国・九州地方合同小委員会 資料を基に作成

移動時間の短縮による観光地での滞在時間増加を最も効果として期待していますが、対象エリアの拡大、定時性の確保も期待しています。

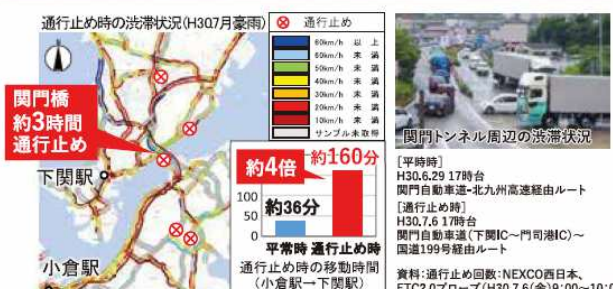
出典：旅行者・観光関連団体ヒアリング結果 ※4

観光関連企業



代替路

災害や事故、補修工事等による通行止め時における「関門橋」や「関門トンネル」の代替路（バイパス）としての機能を有する



出典：R2 社会資本整備審議会 道路分科会 第1回 中国・九州地方合同小委員会 資料を基に作成

メタノール等の化学製品は危険物であるため、関門トンネルを使わず、関門橋を利用しています。関門橋が通行止めの際は、他に代替路がないため、解除されるまで待つしかなく、下関ICで1日待機したこともありました。

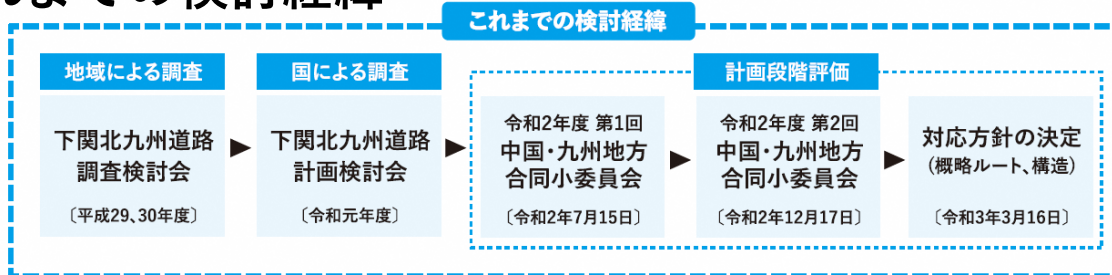
出典：彦島地区の企業ヒアリング結果 ※6

化学製品関係企業



3 下関北九州道路等の計画について

これまでの検討経緯



令和3年4月～ 都市計画・環境アセスメントを進めるための調査



17

3 下関北九州道路等の計画について

都市計画・環境アセスメントを進めるための調査

ルート帯の決定を受け、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために必要な都市施設として都市計画に定めるため、都市計画の手続きと併せて環境アセスメント(環境影響評価)の手続きが行われています。

環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

環境影響評価の手続き

配慮書 (R2.12)
事業の位置・規模等の検討段階で、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書です。

方法書 (R4.4)
どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかを示します。

調査
測定や観察など

予測
事業を実施した場合の環境変化を予測

評価
実行可能な範囲内でできる限り対策がとられているか、基準・目標等を達成しているか

準備書
調査・予測・評価・環境保全対策の検討結果を示し、環境の保全に関する考え方をとりまとめます。

評価書
準備書に対する意見を踏まえて検討し、必要に応じ準備書の内容を見直して作成します。

環境アセスメント(環境影響評価)とは

環境影響評価は、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域の皆様、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画(都市計画)を作り上げていく、という制度です。

対応方針の決定 R3.3

意見

地域の皆様等

意見

都市計画の手続き

ルートの素案

ルートの素案について、地元説明会を開催し、この中で地権者の皆様等のご意見をお聞かせします。

都市計画の原案

都市計画の原案について、説明会を開催し、この中で地域の皆様等のご意見をお聞かせし、都市計画の案を作成します。

都市計画の案

都市計画の案を縦覧し、地域の皆様等のご意見を伺います。

都市計画審議会

都市計画の決定

18

3 下関北九州道路等の計画について

計画段階評価を踏まえたルート帯の基本コンセプト

①利用者の安全性、産業、観光 日常生活の速達性を確保	①走行性、安全性、速達性の向上 ▶道路線形(平面・縦断)は道路構造令の規定を採用 ▶市街地間を最短で連絡し、移動時間を短縮
②災害時等の代替路機能の確保	②災害に強い道路 ▶地質リスクの高い土砂災害警戒区域・特別警戒区域、 地すべり地形、砂防指定地、洪水・高潮浸水想定区域を 極力回避
③自然環境、生活環境に配慮	③自然環境、周辺土地利用への配慮 ▶動植物の生育地・生息池や水源地等を極力回避 ▶集落を極力分断しないように配慮 ▶大規模施設(堅牢な建築物)への影響回避
インターチェンジの基本コンセプト	④地域の主要施設、集落等との効率的なアクセス ▶企業集積地、集落とのアクセス性に配慮

19

3 下関北九州道路等の計画について

ルートの概要



道路規格・幅員構成

○道路線形（平面、縦断）は、道路構造令により計画

●道路規格

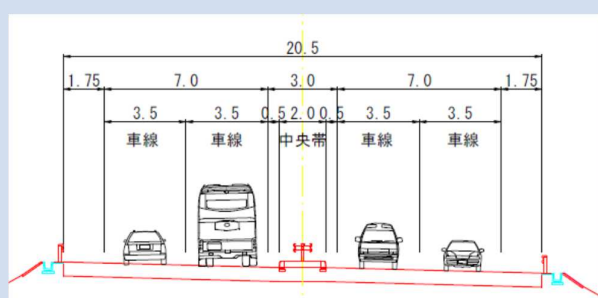
道路規格	第1種第3級（自動車専用道路）
設計速度	80 km/h
標準幅員	土工部 20.5 m 橋梁部 19.5 m

◆道路構造令とは

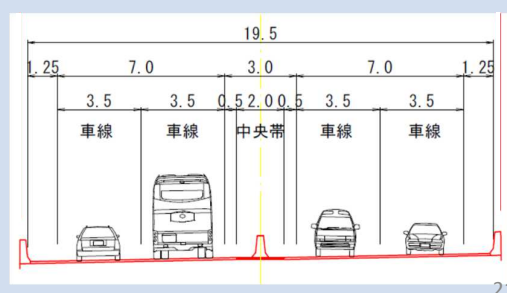
必要な道路機能や自然的・外部的条件に対応して、様々な交通の走行性や安全性を確保できる道路基本構造の一般的な基準を定めたもの

●幅員構成図（単位：メートル）

〔土工部〕



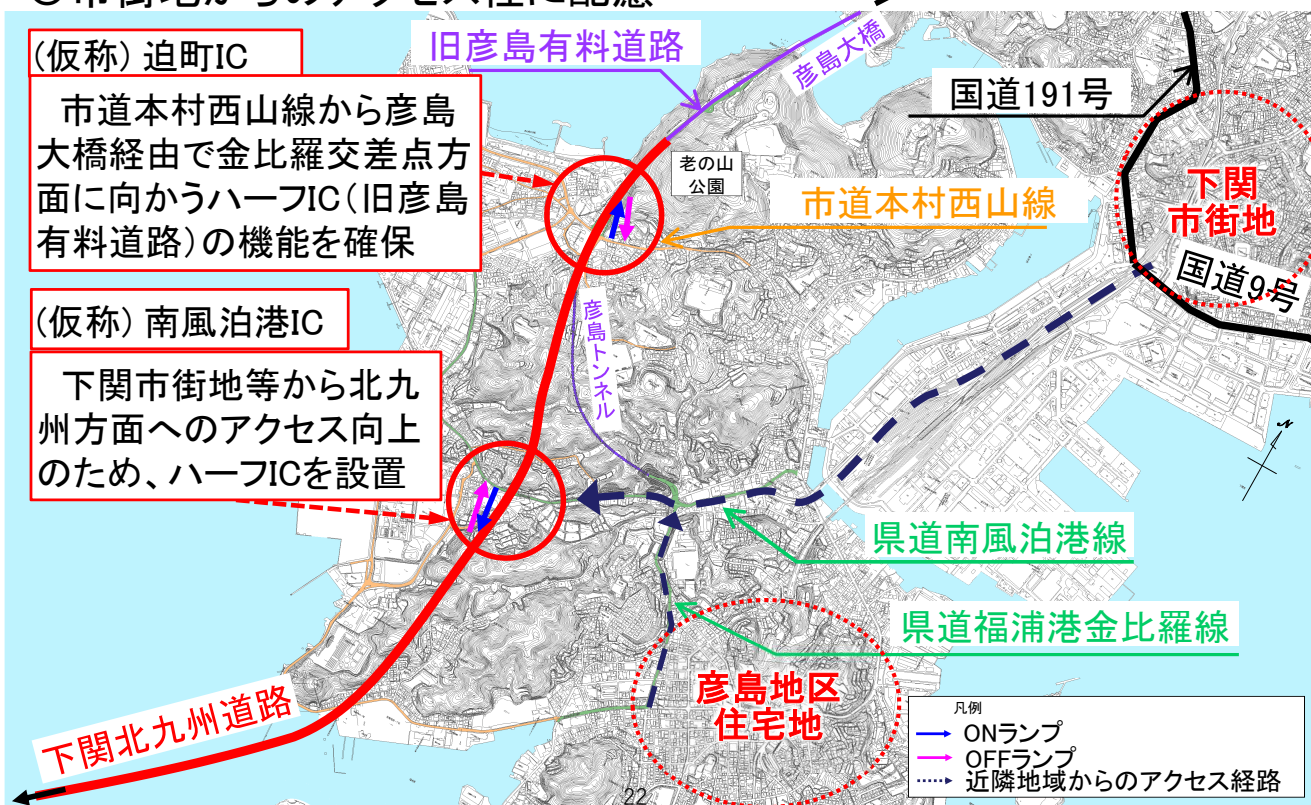
〔橋梁部〕



3 下関北九州道路等の計画について

○市街地からのアクセス性に配慮

至 金比羅交差点



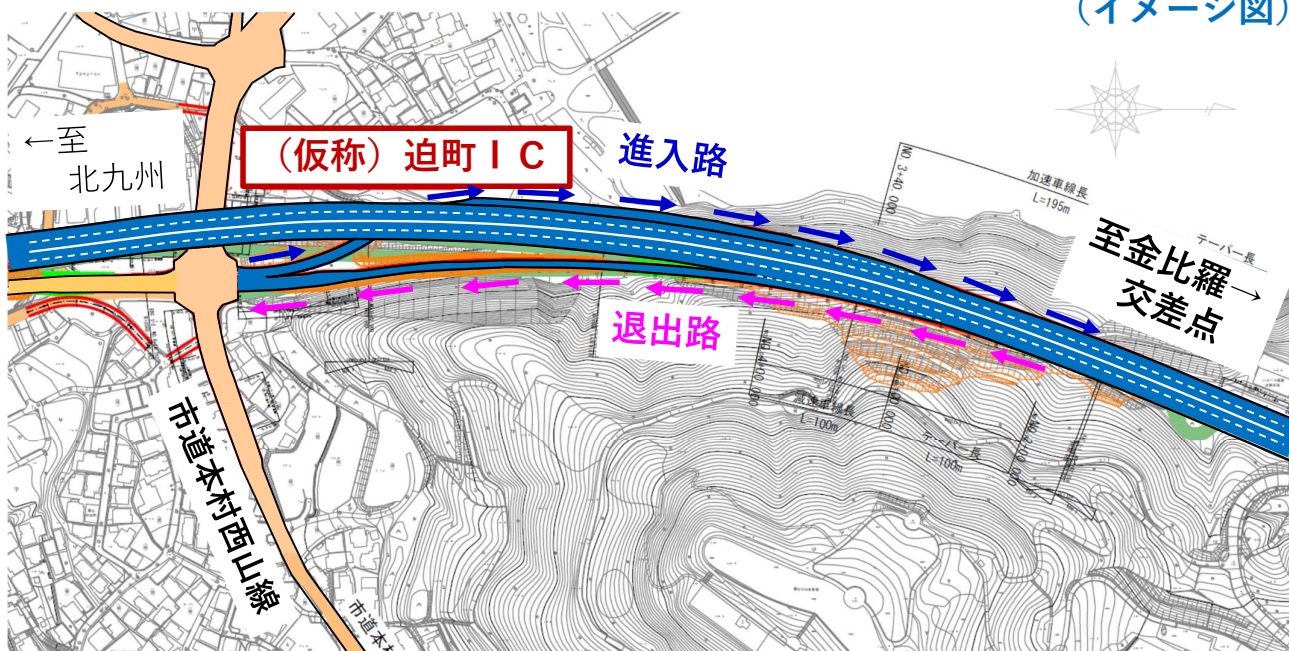
至 北九州

3 下関北九州道路等の計画について



市道本村西山線との交差点部にハーフICを設置
(金比羅交差点方面への進入及び金比羅交差点方面からの退出が可能)

(イメージ図)



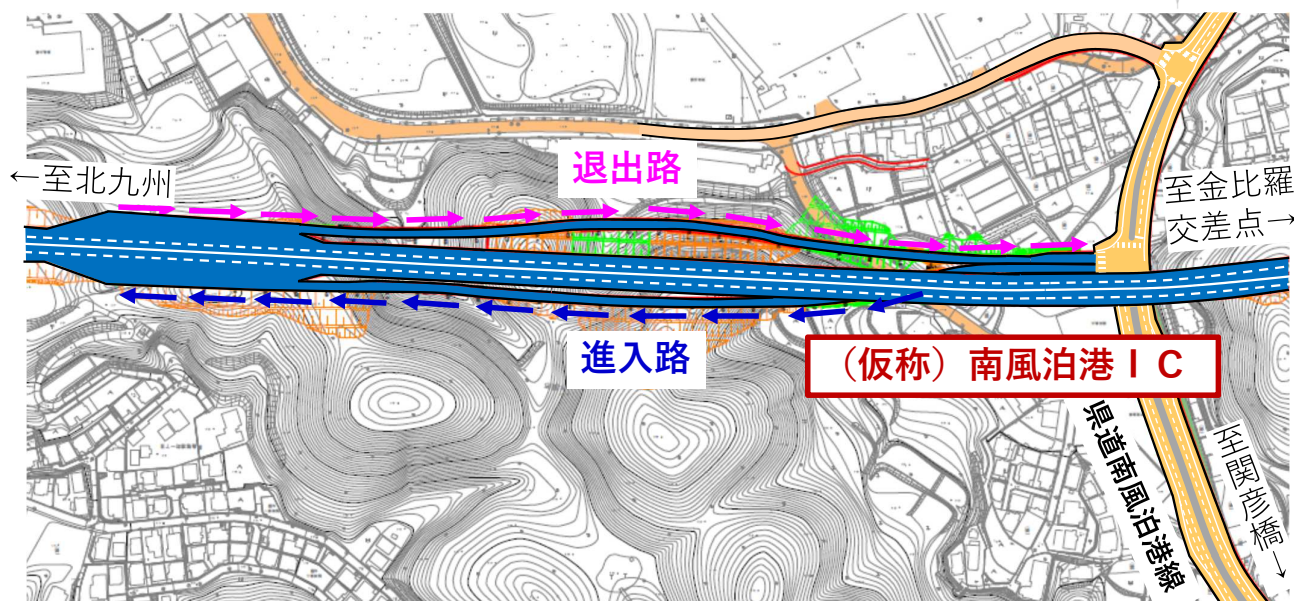
今後、事業者が実施する測量調査や詳細設計、関係者との調整等により 計画細部が変更となる場合があります。

3 下関北九州道路等の計画について



県道南風泊港線との交差点部にハーフICを設置
(北九州方面への進入及び北九州方面からの退出が可能)

(イメージ図)



今後、事業者が実施する測量調査や詳細設計、関係者との調整等により 計画細部が変更となる場合があります。

3 下関北九州道路等の計画について

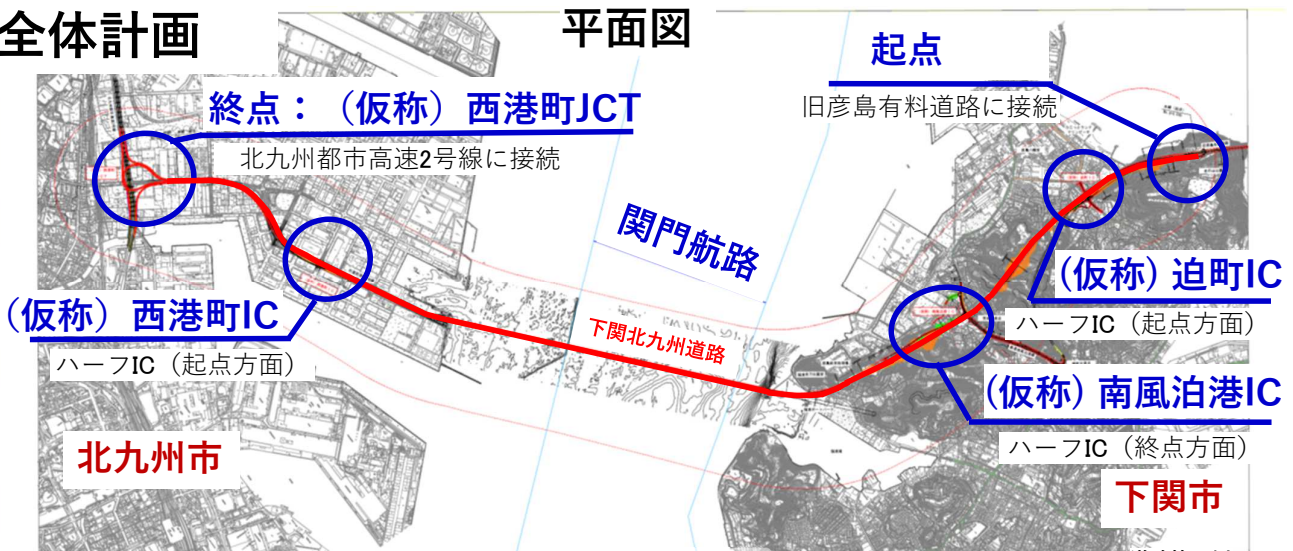
(仮)西港町IC:市道西港町1号線から本線へアクセスするハーフICを設置
(仮)西港町JCT:下関北九州道路と北九州都市高速2号線をJCT形式で接続



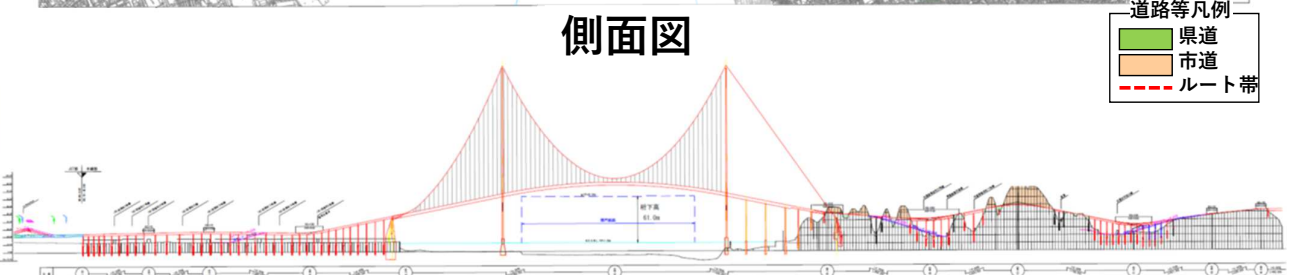
3 下関北九州道路等の計画について

全体計画

平面図



側面図

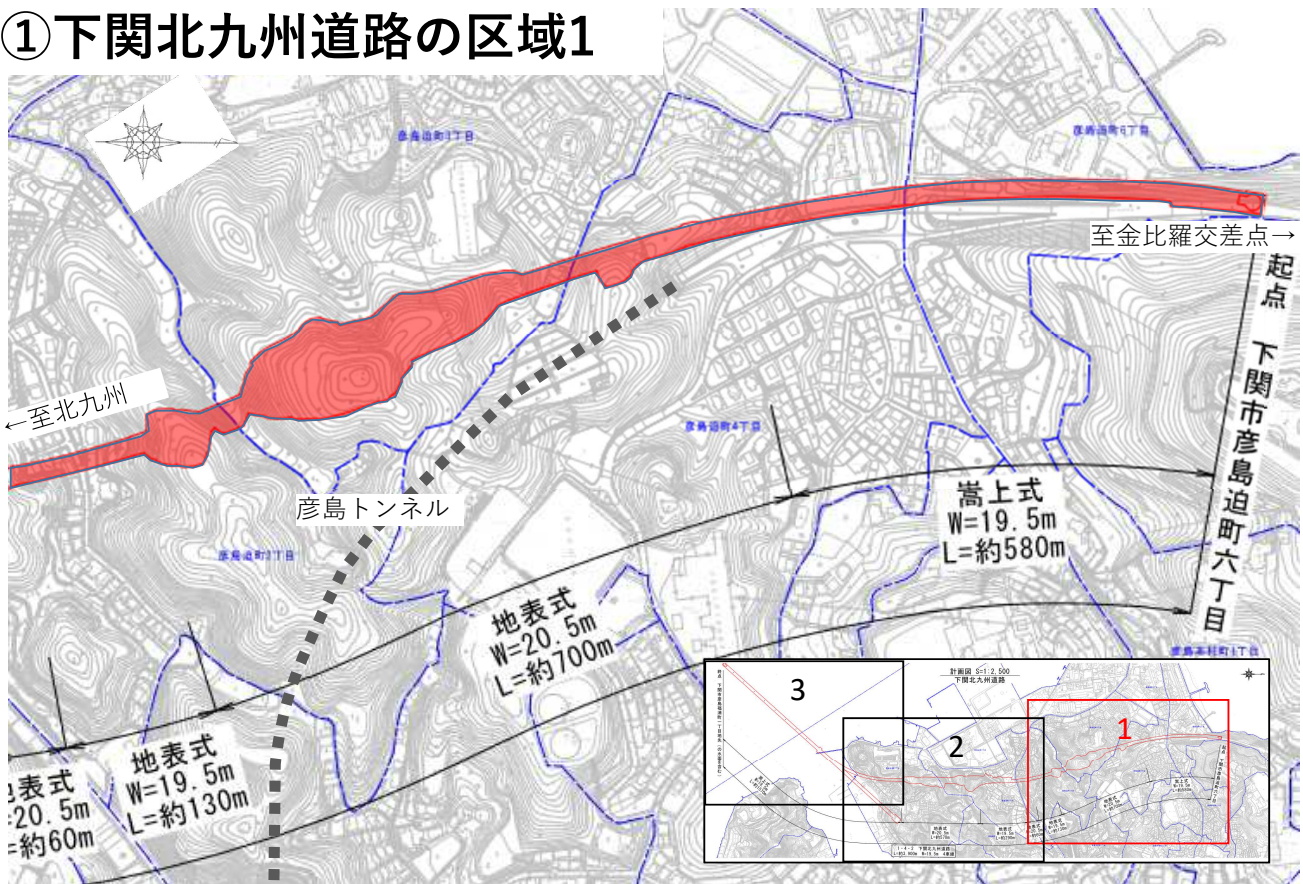


今後、事業者が実施する測量調査や詳細設計、関係者との調整等により 計画細部が変更となる場合があります。

3 下関北九州道路等の計画について



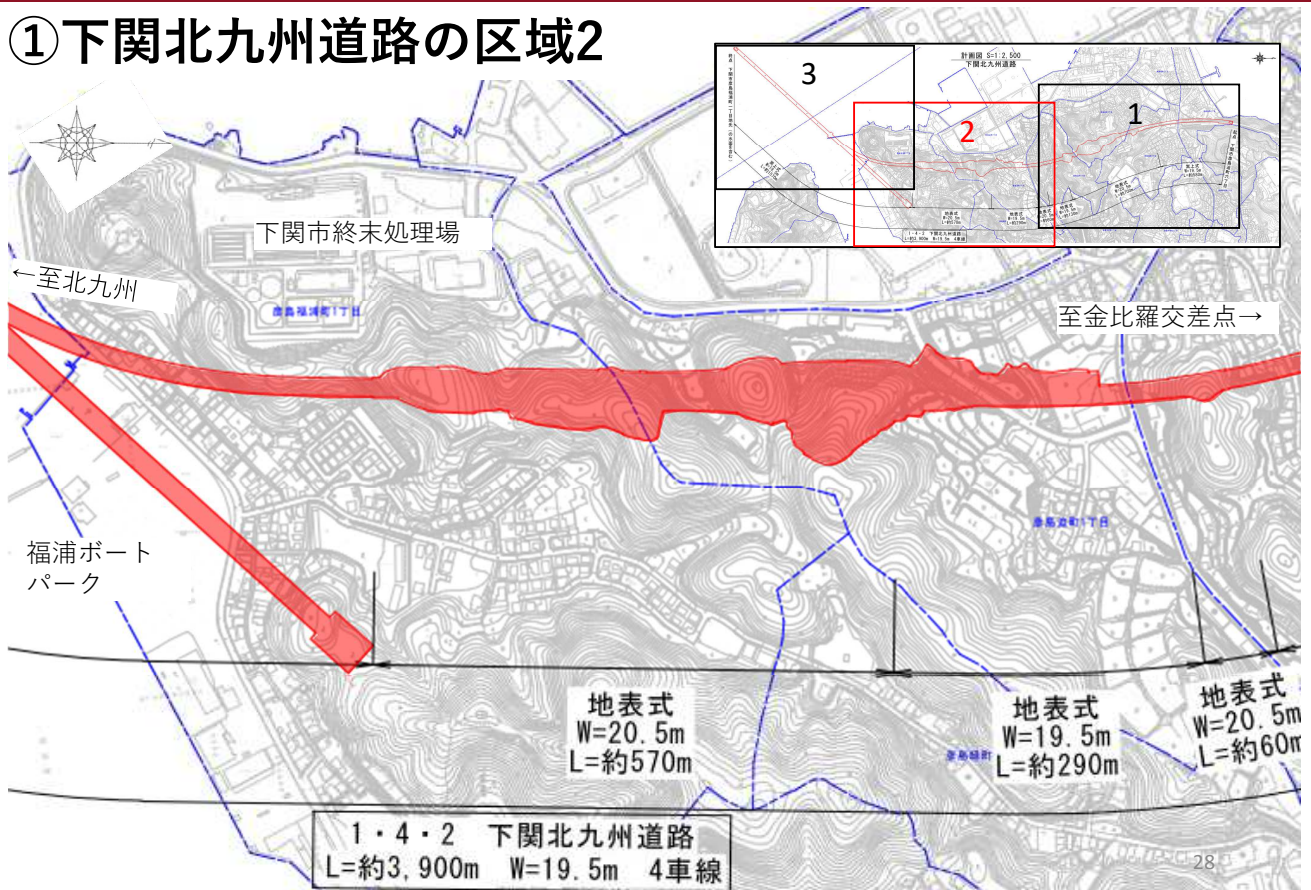
①下関北九州道路の区域1



3 下関北九州道路等の計画について



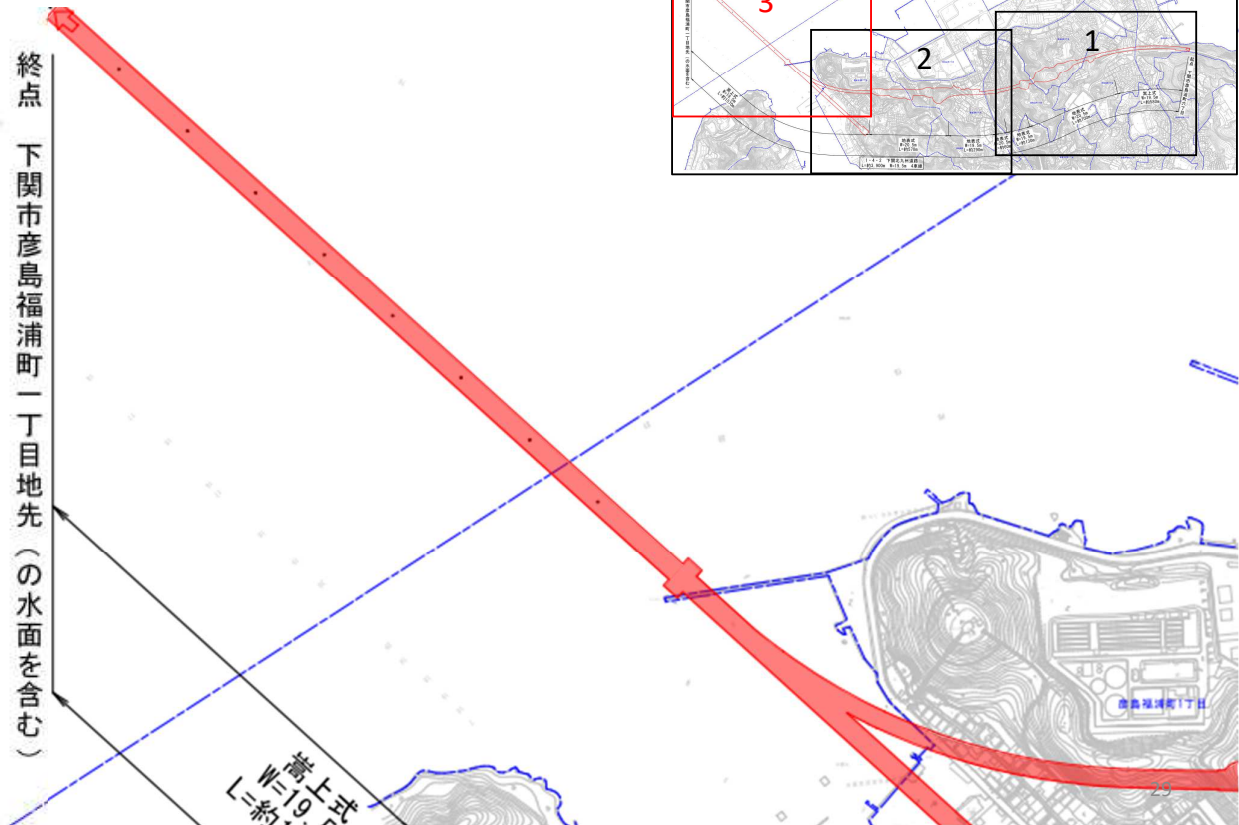
①下関北九州道路の区域2



3 下関北九州道路等の計画について



①下関北九州道路の区域3



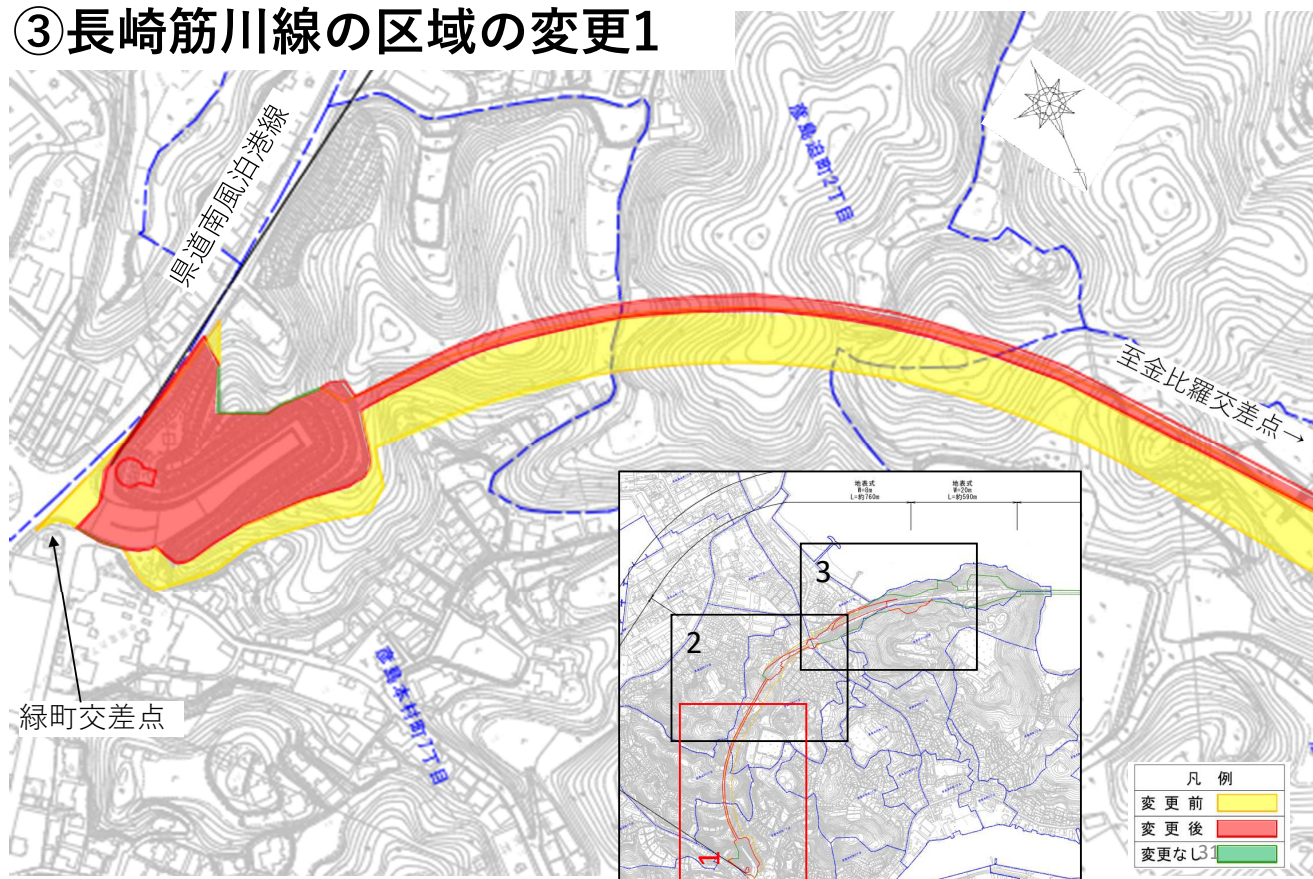
3 下関北九州道路等の計画について



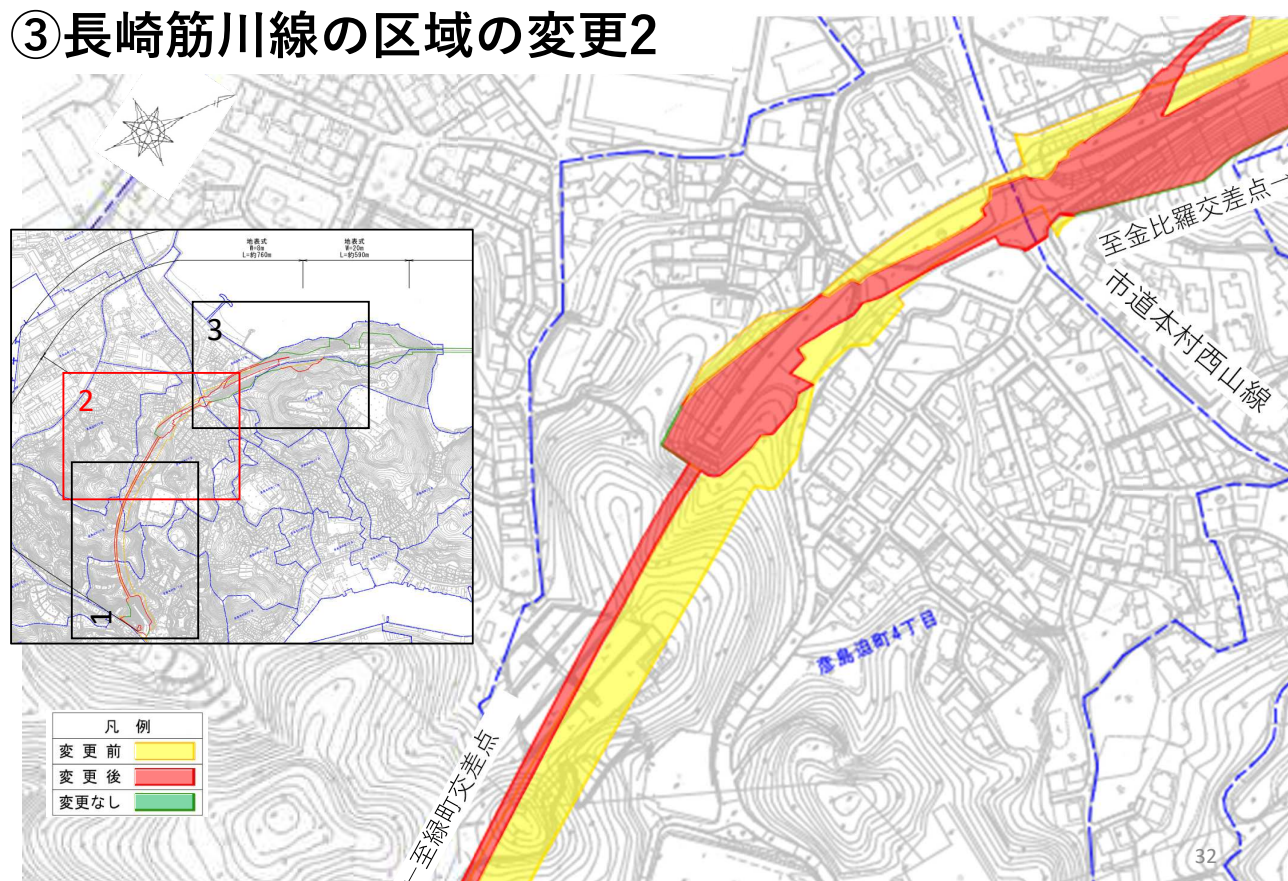
計画書（①下関北九州道路）

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 式	車線の数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	1・4・2	下関北九州道路	下 関 市 彦 島 迫 町 六 丁 目	下 関 市 彦 島 福 浦 町 一 丁 目 先 地	下 関 市 彦 島 迫 町 一 丁 目	約 3,900m		4 車線	19.5m		
	構造形式の内訳		下 関 市 彦 島 迫 町 六 丁 目	下 関 市 彦 島 迫 町 四 丁 目		約 580m	嵩上式		19.5m		
			下 関 市 彦 島 福 浦 町 一 丁 目	下 関 市 彦 島 福 浦 町 一 丁 目 先 地		約 1,570m	嵩上式		19.5m		
						約 1,750m	地表式		19.5～ 20.5m		
			幅員の内訳		19.5m			約 2,570m			
	20.5m				約 1,330m						
	なお、下関市彦島迫町六丁目地内に出入口を設ける。										
なお、下関市彦島迫町一丁目及び下関市彦島福浦町一丁目地内に出入口を設ける。											起点方向出口、終点方向 入口、都市計画道路長崎 西山線に接続

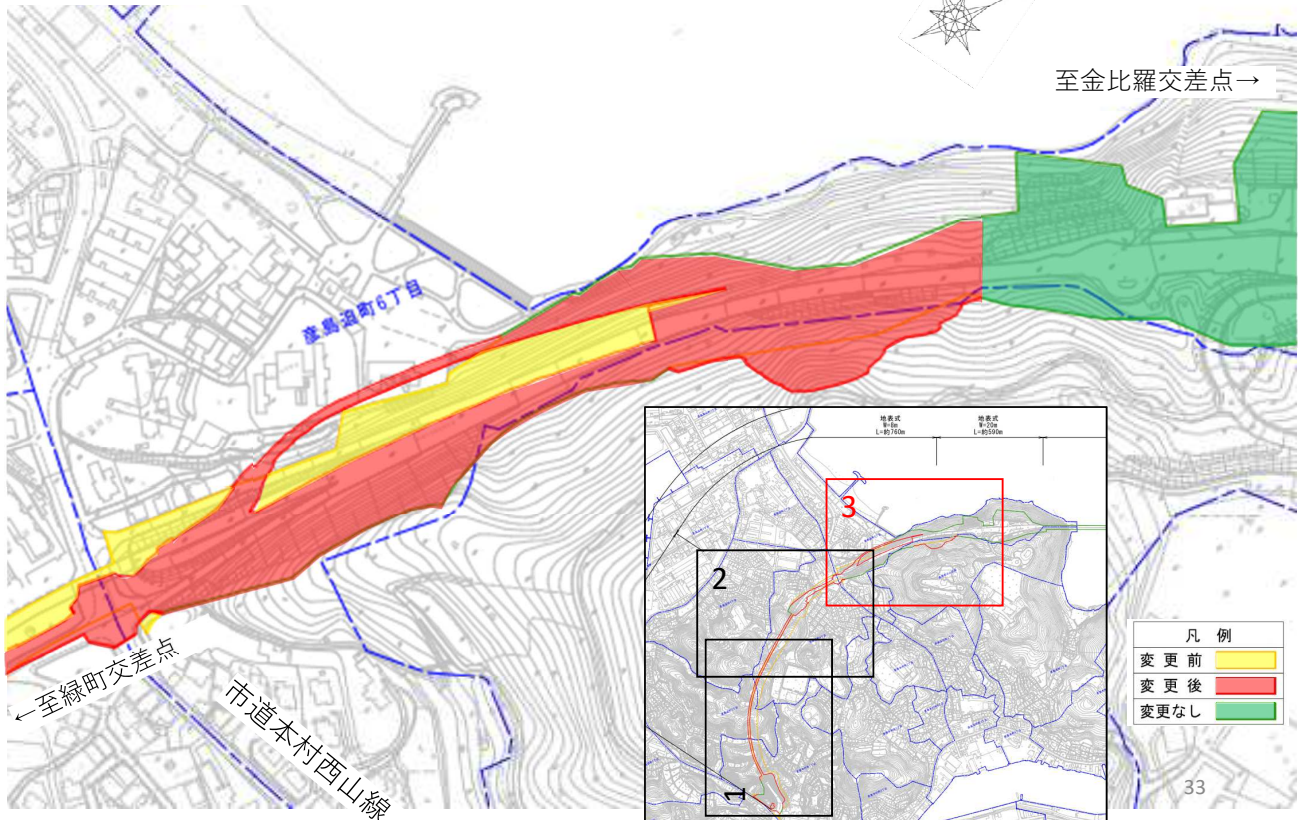
③長崎筋川線の区域の変更1



③長崎筋川線の区域の変更2



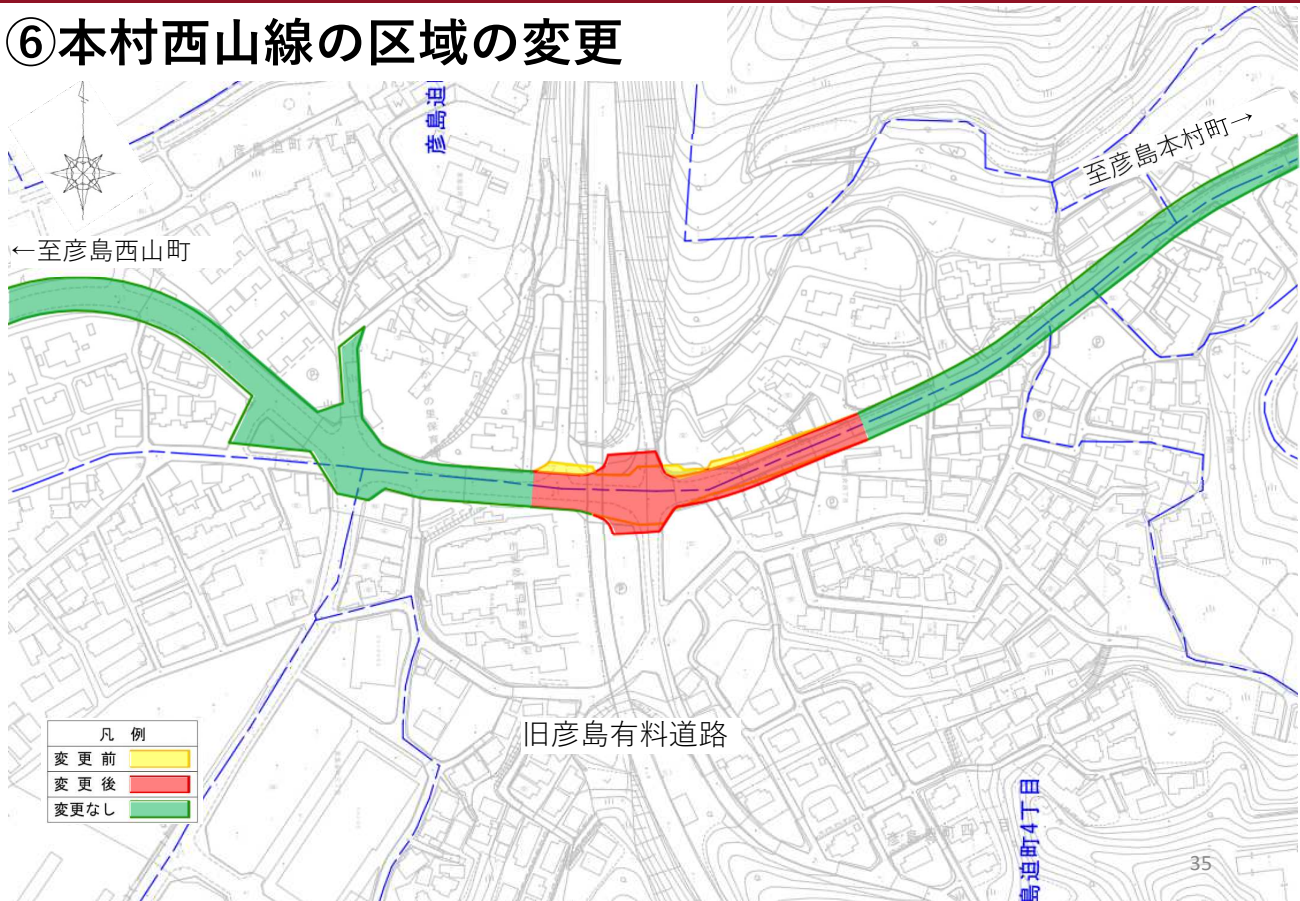
③長崎筋川線の区域の変更3



計画書（③長崎筋川線）

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		構 造 形 式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
旧	幹 線 街 路	3・4・11	長崎筋川線	下関市彦島本村町七丁目	下関市彦島追町六丁目	下関市彦島追町六丁目	約4,410m		4車線	20m		
		構造形式の内訳		下関市彦島本村町七丁目	下関市彦島追町四丁目	下関市彦島追町四丁目	約830m	地下式		18m		
				下関市彦島老の山公園	下関市伊崎二丁目	下関市伊崎二丁目	約680m	嵩上式		19m		
							約2,900m	地表式		20m	幹線街路3・5・26本村西山線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	
		幅員の内訳		20m			約2,900m					
				19m			約680m					
				18m			約830m					
新	幹 線 街 路	3・4・11	長崎筋川線	下関市彦島本村町七丁目	下関市彦島追町六丁目	下関市彦島追町六丁目	約4,400m		4車線	20m		
		車線数の内訳		2車線			約1,740m					
				4車線			約2,660m					
		構造形式の内訳		下関市彦島本村町七丁目	下関市彦島追町四丁目	下関市彦島追町四丁目	約830m	地下式		9m		
				下関市彦島老の山公園	下関市伊崎二丁目	下関市伊崎二丁目	約680m	嵩上式		19m		
							約2,890m	地表式		8~20m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	
		幅員の内訳		20m			約1,980m					
				19m			約680m					
				9m			約830m					
				8m			約910m					

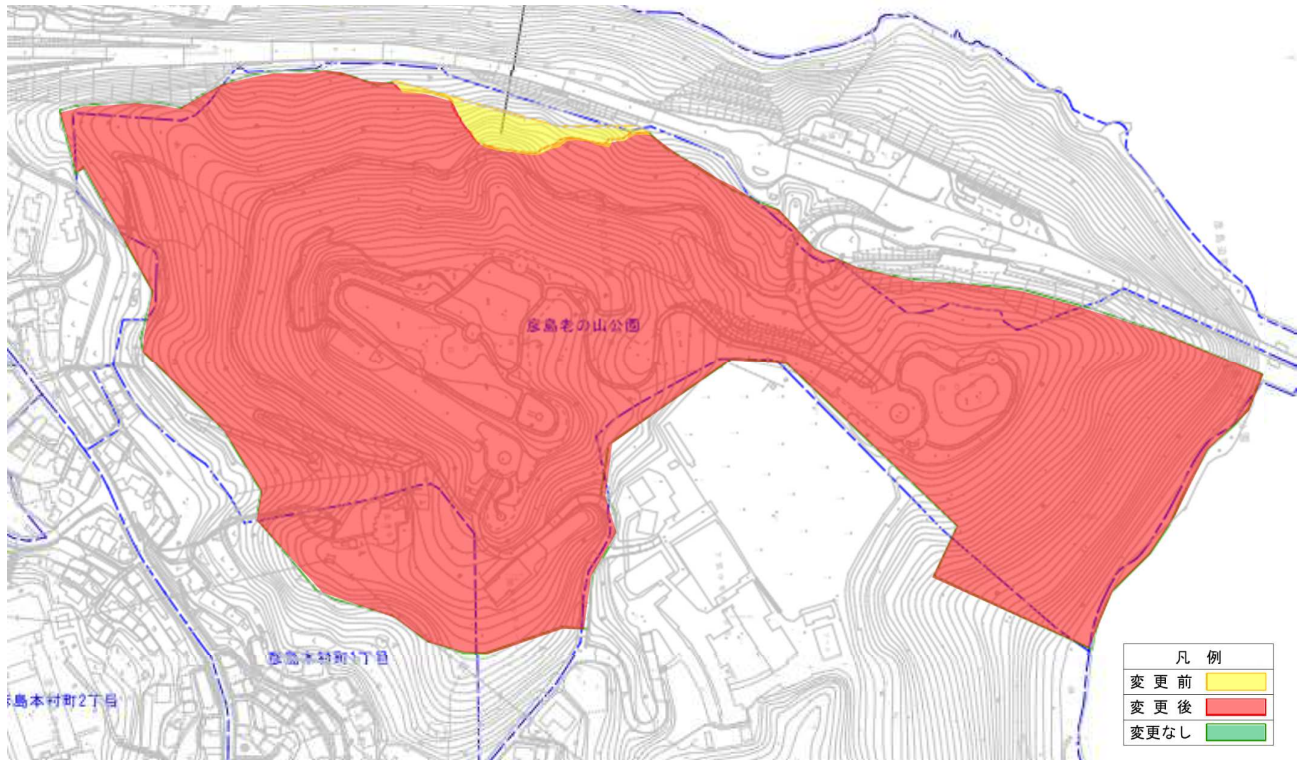
⑥本村西山線の区域の変更



計画書（⑥本村西山線）

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域				構 造	備 考
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 要 経過地	延 長	構 造 形 式	車線の数	幅 員		
旧	幹線街路	3・5・26	本村西山線	下関市彦島三丁目	下関市彦島迫町六丁目	下関市彦島本村町一丁目	約 1,720m	地表式	2車線	15m	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
		幅員の内訳		15m			約 960m					
				18m			約 760m					
新	幹線街路	3・5・26	本村西山線	下関市彦島三丁目	下関市彦島迫町六丁目	下関市彦島本村町一丁目	約 1,720m	地表式	2車線	15m	自動車専用道路と 立体交差1箇所 幹線街路と平面交差4箇所	
		幅員の内訳		15m			約 960m					
				18m			約 760m					

⑧老の山公園の区域の変更



37

計画書（⑧老の山公園）

旧 新	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公園名			
旧	総合公園	5・5・1	老の山公園	下関市大字彦島字老	約 23.0ha	園路、駐車場、広場、パーゴラ、あずまや、事務所、休憩所、便所、集会所、野外ステージ、噴水、照明灯
新	総合公園	5・5・1	老の山公園	下関市彦島老の山公園	約 22.7ha	園路、駐車場、広場、パーゴラ、あずまや、事務所、休憩所、便所、集会所、野外ステージ、噴水、照明灯

38

4 県道南風泊港線等の計画について

39

4 県道南風泊港線等の計画について

位置図

○周辺道路の交通量への影響を考慮

県道南風泊港線の彦島地域の道路ネットワークの強化(アクセス性の向上)のため、(仮称)南風泊港ICから関彦橋までの区間を2車線から4車線へ変更



40

道路規格・幅員構成（南風泊港線）

○道路線形（平面、縦断）は、道路構造令により計画

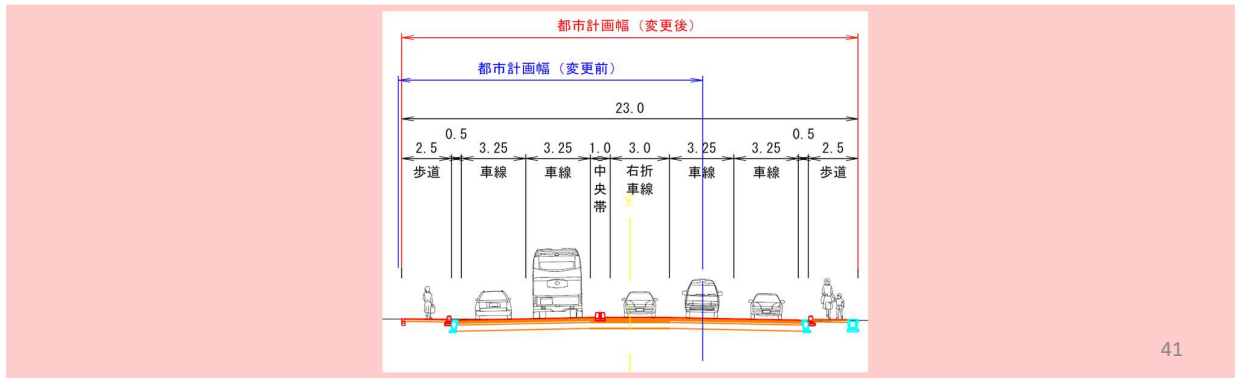
●道路規格

道路規格	第4種第1級
設計速度	60 km/h
標準幅員	23.0 m
車線数	4車線

◆道路構造令とは

必要な道路機能や自然的・外部的条件に対応して、様々な交通の走行性や安全性を確保できる道路基本構造の一般的な基準を定めたもの

●幅員構成図（単位：メートル）



41

道路計画概要（南風泊港線）

・現道沿いの地形・地質、鉄塔などへの影響、経済性などを総合的に判断し、**南側へ拡幅する。**

○土砂災害（急傾斜地の崩壊）のリスクを考慮するとともに、大規模な切土のり面の発生を回避

（イメージ図）



今後、事業者が実施する測量調査や詳細設計、関係者との調整等により 計画細部が変更となる場合があります。

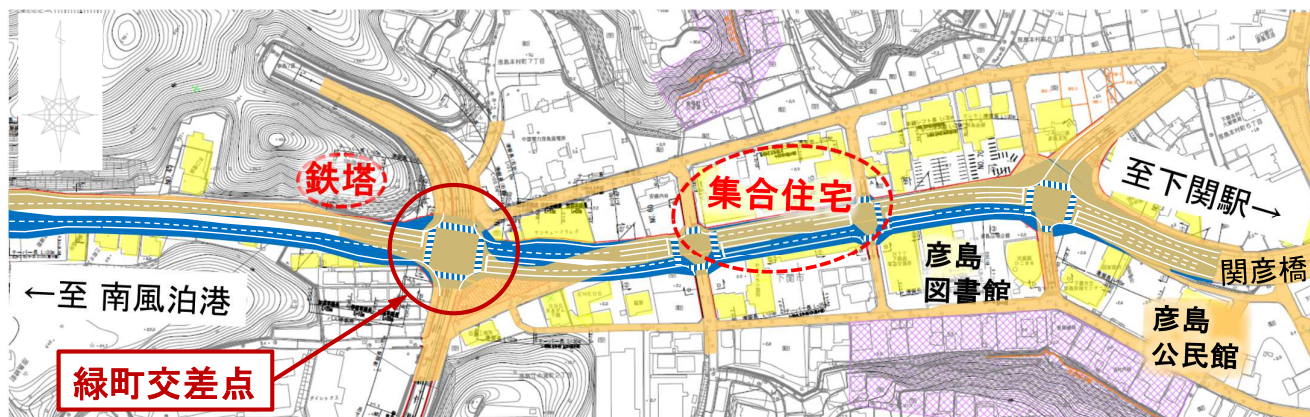
42

道路計画概要（南風泊港線）

・現道沿いの地形・地質、鉄塔などへの影響、経済性などを総合的に判断し、**南側へ拡幅する。**

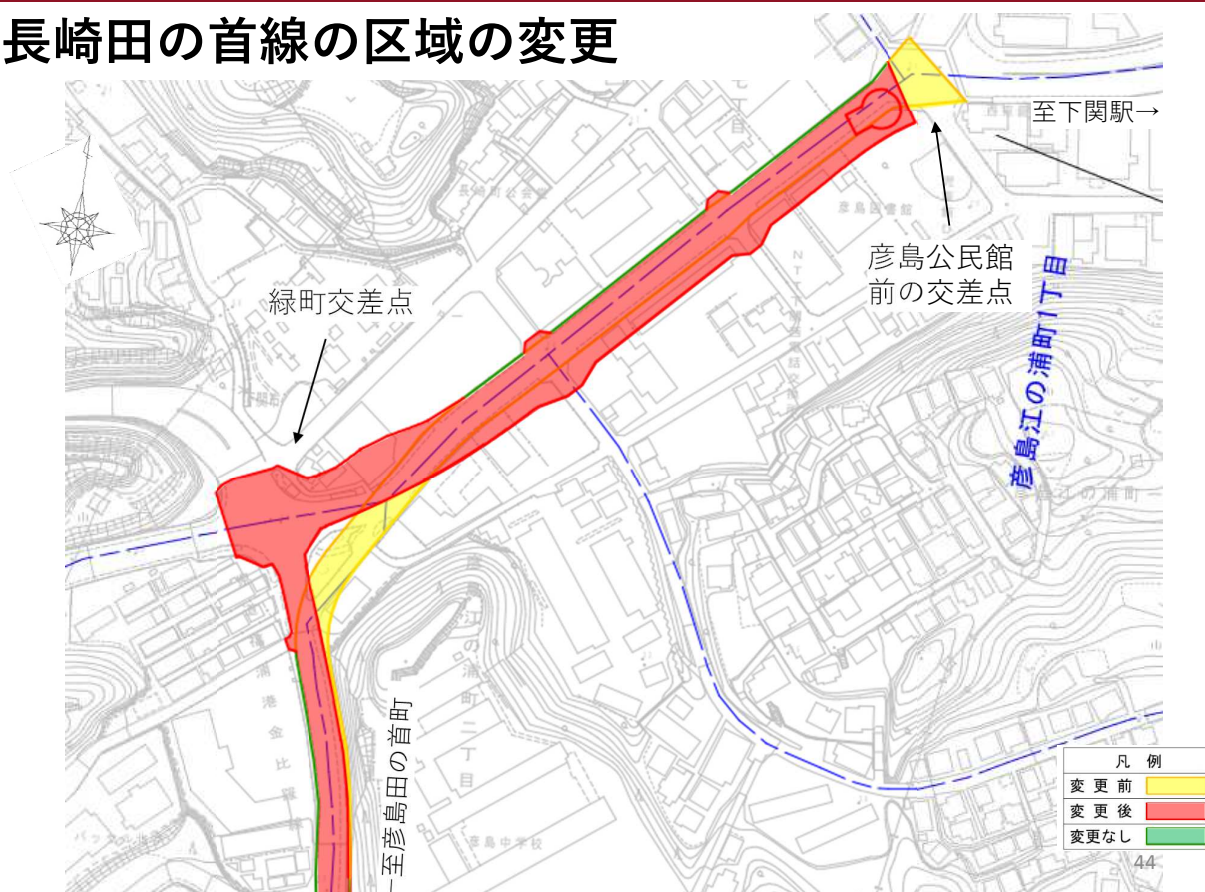
○鉄塔への影響を回避するとともに、集合住宅への影響を低減

（イメージ図）

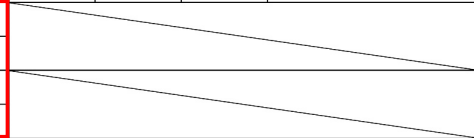


今後、事業者が実施する測量調査や詳細設計、関係者との調整等により 計画細部が変更となる場合があります。

④長崎田の首線の区域の変更



計画書（④長崎田の首線）

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車線の数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
旧	幹線街路	3・5・28	長崎田の首線	下 関 市 彦 島 本 村 六 丁 目	下 関 市 彦 島 田 の 首 町 二 丁 目	下 関 市 彦 島 福 浦 町 二 丁 目	約 2,920m	地表式	2 車 線	15m	幹線街路と平面交差 6 箇所	
		なお、終点付近に地籍 600 m ² の交通広場を設ける。										
新	幹線街路	3・5・28	長崎田の首線	下 関 市 彦 島 江 の 浦 町 一 丁 目	下 関 市 彦 島 田 の 首 町 二 丁 目	下 関 市 彦 島 福 浦 町 二 丁 目	約 2,940m	地表式	2 車 線	15m	幹線街路と平面交差 6 箇所	
		車線の数の内訳		2 車 線		約 2,590m						
				4 車 線		約 350m						
		幅員の内訳		15m		約 2,590m						
				23m		約 350m						
なお、終点付近に地籍 600 m ² の交通広場を設ける。												

45

⑤長崎西山線の区域の変更1



46

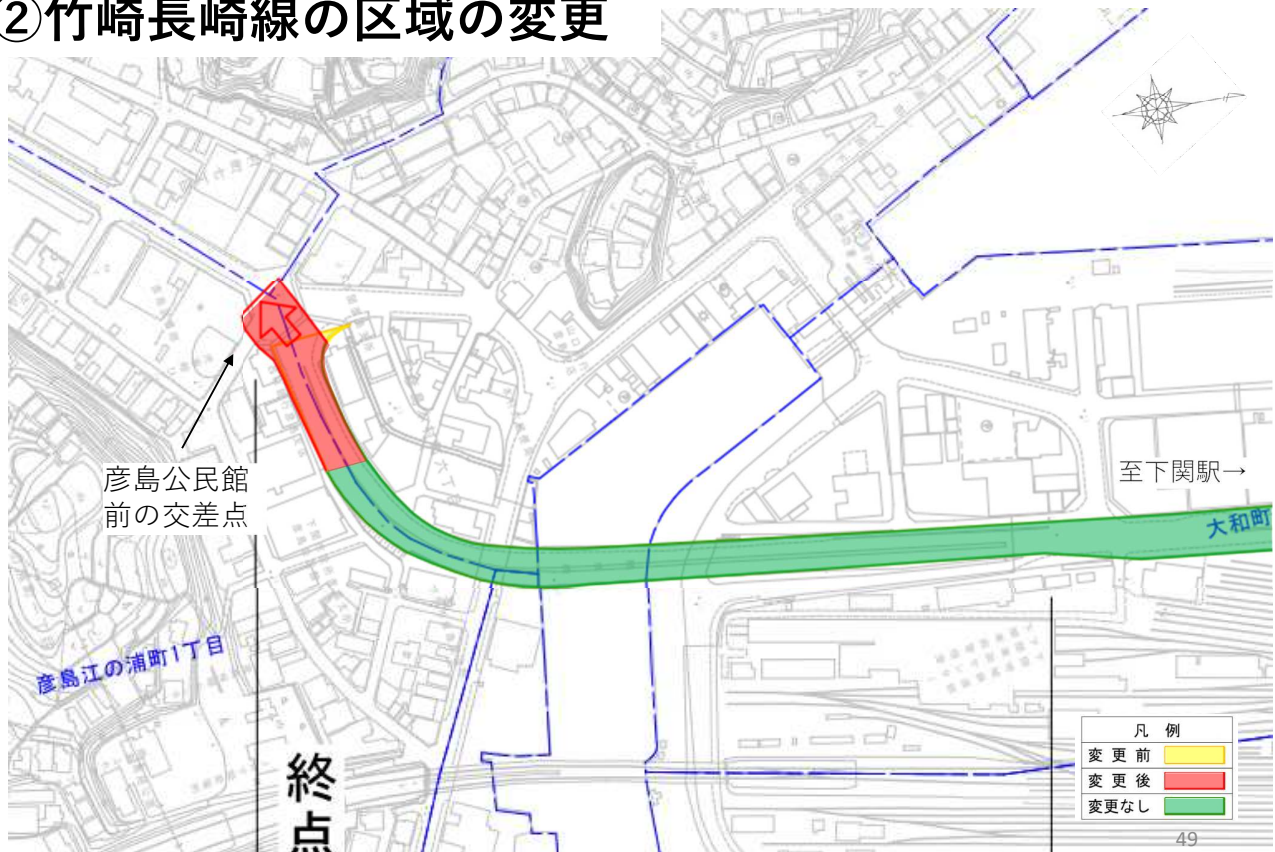
⑤長崎西山線の区域の変更2



計画書（⑤長崎西山線）

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		構 造 形 式	車線の数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
旧	幹線街路	3・5・38	長崎西山線	下関市彦島本村町七丁目	下関市彦島西山町二丁目	下関市彦島迫町二丁目	約2,730m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差4箇所	
新	幹線街路	3・5・38	長崎西山線	下関市彦島本村町七丁目	下関市彦島西山町二丁目	下関市彦島迫町二丁目	約2,670m	地表式	2車線	12m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差4箇所	
		車線の内訳		2車線			約1,750m					
				4車線			約920m					
		幅員の内訳		12m			約1,750m					
				23m			約920m					

②竹崎長崎線の区域の変更



計画書（②竹崎長崎線）

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車線の数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
旧	幹線街路	3・3・5	竹崎長崎線	下 関 市 竹 崎 町 三 丁 目	下 関 市 彦 島 本 村 町 六 丁 目	下 関 市 大 和 町 二 丁 目	約 1,820m	地表式	4 車線	24m	幹線街路 3・5・2 7 長崎 福浦線と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 3 箇所	
		なお、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目及び大和町一丁目地内に下関駅西口駅前広場を設ける。										面積約 1,700 m ²
新	幹線街路	3・3・5	竹崎長崎線	下 関 市 竹 崎 町 三 丁 目	下 関 市 彦 島 江 の 浦 町 一 丁 目	下 関 市 大 和 町 二 丁 目	約 1,850m	地表式	4 車線	24m	幹線街路 3・5・2 7 長崎 福浦線と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 3 箇所	
		幅員の内訳		24m		約 1,330m						
				15m		約 520m						
		なお、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目及び大和町一丁目地内に下関駅西口駅前広場を設ける。										

⑦長崎福浦線の区域の変更



51

計画書（⑦長崎福浦線）

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		構 造 形 式	車線の数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
旧	幹線街路	3・5・2・7	長崎福浦線	下関市彦島本村町六丁目	下関市彦島浦二丁目	下関市江の浦町五丁目	約2,450m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差7箇所 幹線街路3・3・5竹崎長崎線と立体交差 J R山陽本線と立体交差	
新	幹線街路	3・5・2・7	長崎福浦線	下関市彦島本村町六丁目	下関市彦島浦二丁目	下関市江の浦町五丁目	約2,450m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差7箇所 幹線街路3・3・5竹崎長崎線と立体交差1箇所 J R山陽本線と立体交差	

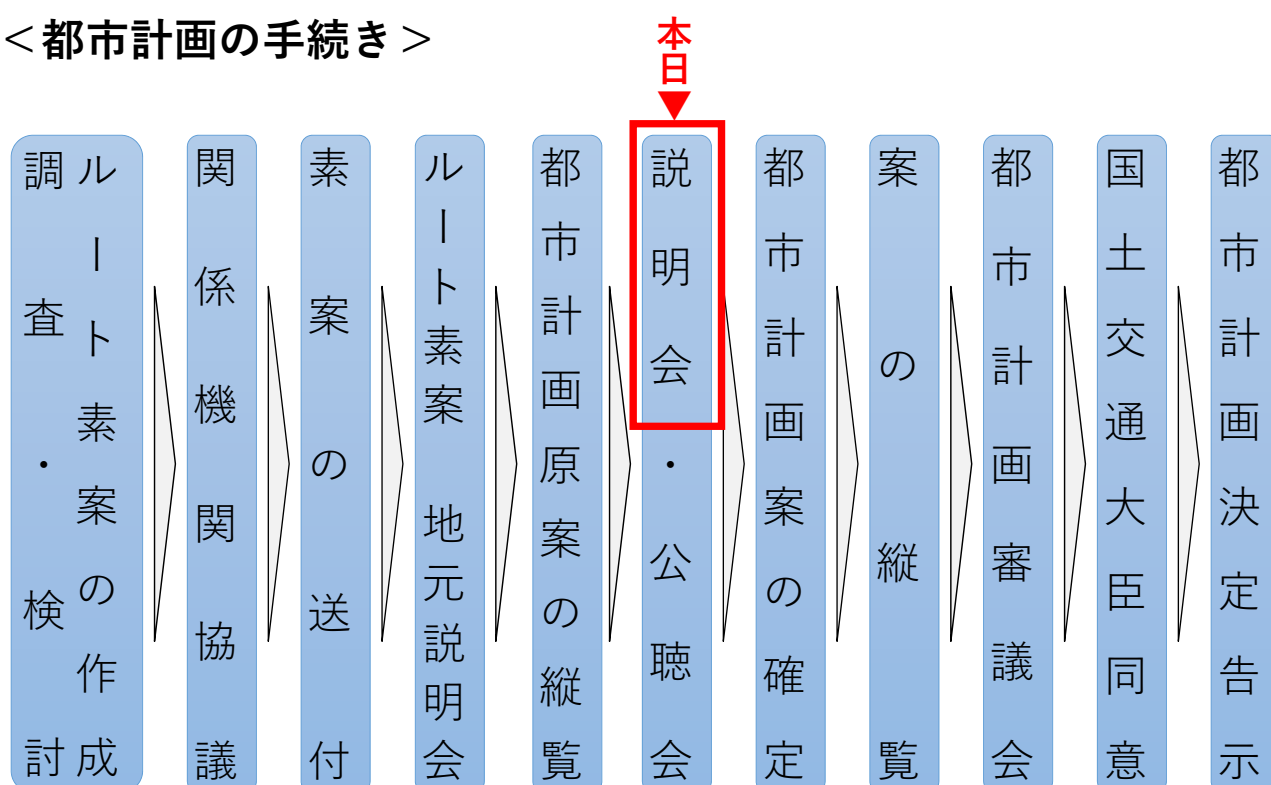
52

5 今後の流れ

53

5 今後の流れ

< 都市計画の手続き >



※都市計画決定告示までに要する期間は、手続きが円滑に進んだ場合、概ね2年が想定されます。

54

6 公聴会について

55

6 公聴会について

○公聴会 令和6年8月20日（火）
 14時～ 彦島公民館

※公聴会で意見を述べるには、公述申出書の提出が必要になります。

◆公述申出書

- 記載内容 公述の要旨、理由、住所、氏名、電話番号
- 提出先 **【県決定】**
 山口県土木建築部都市計画課
 〒753-8501 山口市滝町1番1号
 TEL：083-933-3733
 【市決定】
 下関市都市整備部都市計画課
 〒750-8521 下関市南部町1番1号
 TEL：083-231-1932
- 提出方法 郵送 または 持参
- 提出期限 8月13日（火）
 ※郵送の場合は同日の消印まで有効

56

公述申出書

令和6年8月20日開催の下関都市計画道路(公園)の変更の案に関する公聴会において、下記のとおり意見を述べたいので申し上げます。

山口県知事 村岡嗣政 様
(下関市長 前田晋太郎 様)

令和 6 年〇月〇〇日

住 所

氏 名

電話番号

記

意見の要旨（できるだけ詳細に）

理 由（できるだけ詳細に）

57

7 問い合わせ先

問い合わせ先

- 山口県 土木建築部 都市計画課 まちづくり推進班
TEL : 083-933-3733
- 下関市 都市整備部 都市計画課
TEL : 083-231-1932